

CSRとしての廃棄物マネジメントシステムの構築について

蒲生, 智章 / Gamou, Tomoaki

(出版者 / Publisher)

法政大学公共政策研究科『公共政策志林』編集委員会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

公共政策志林 / 公共政策志林

(巻 / Volume)

2

(開始ページ / Start Page)

63

(終了ページ / End Page)

85

(発行年 / Year)

2014-03-24

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00012093>

〈投稿論文〉

CSR としての廃棄物マネジメントシステムの構築について

蒲 生 智 章

要旨

廃棄物は、規模や業種を問わずあらゆる企業にとって避けられない環境リスクである。廃棄物処理法は、これまで排出事業者の責任を強化する方向で改正を重ねてきた。「廃棄物業者への丸投げ」は許さないというのが法の趣旨だ。2010（平成22）年改正では、法人による不法投棄に対する罰金をそれまでの最高1億円から3億円に引き上げるなど厳罰化も進んでいる。廃棄物に関する事故や事件に巻き込まれれば、企業は社会的な信用を大きく損なうことにもなる。リスクや損害を回避するには、排出事業者自身が廃棄物や廃棄物処理法に関する知識を身につけ、管理を高度化させるほかない。

本論文では、廃棄物処理法や自治体の産廃関連条例への企業としての対応方法や廃棄物リスク管理の実務、産廃における委託事業者の選び方などを怠って対応していたならば、企業として最大の環境リスクと言える廃棄物の管理の在り方や問題点を多角的分析し企業のCSRとしての在り方を考察していく。

環境に関する規制や法律が年々広範化し、多様化・複雑化する中で、廃棄物に関する法律も新たに追加される時代となり、廃棄物処理法に規定されている排出事業者責任（「廃棄物を出す者が最終処分までの責任を有する」という廃棄物処理の原則）も、年々厳しさを増しており、念には念を入れた管理体制が必要となっている。その中で、企業に属する社員の廃棄物リスクの認識を十分に深め、その仕組みを提言するとともに、廃棄物処理法の解釈の違い（国、都道府県、政令指定都市）¹における問題点も提言していく。

キーワード：廃棄物処理法、マネジメント、排出事業者、リスク、PDCA、COM・P・ASS理論、

1. 問題意識

廃棄物は、規模や業種を問わずあらゆる企業にとって避けられない環境リスクである。リスクや損害を回避するには、排出事業者自身が廃棄物や廃棄物処理法に関する知識を身につけ、管理を高度化させるほかない。企業としては、廃棄物処理法や自治体の産廃関連条例等の遵守の徹底をはかる事や、廃棄物の排出における社内実務の管理を実施した中で優良な廃棄物処理委託業者の選ぶことなどを怠れば、最大の環境リスクになる。しかしCSRとして廃棄物のマネジメントを実施している企業はあるも

の、企業の実情は、そのリスクの法規制を回避する方策のみであり、実際に環境を基点においた活動になっていない。

環境に関する規制や法律が年々広範化し、多様化・複雑化する中で、廃棄物に関する法律も新たに追加される時代となり、廃棄物処理法に規定されている排出事業者責任（「廃棄物を出す者が最終処分までの責任を有する」という廃棄物処理の原則）も、年々厳しさを増しており、念には念を入れた管理体制が必要となっている。その中で、企業に属する社員の廃棄物リスクの認識を十分に深め、その仕組みを提言するとともに、企業は廃棄物における環境影

響を踏まえたコンプライアンスのために、どのようなマネジメントをする必要があるのかを考察したい。

2. 産業廃棄物の現状

2.1 産業廃棄物の定義

廃棄物処理法は、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生（リサイクル）、処分等の処理をして、生活環境を清潔にするための法システムを定める法律で、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の略称である。（1970（昭和45）年法律第137号） 廃棄物とは、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く）」（2条1項）と定義されている。解り易く言えば、「持ち主にとって利用価値がなく他人も買ってくれない為、捨てるしかない固形状、液状のもの」ということになる。産業廃棄物は廃棄物処理法により「事業活動に伴って生じた廃棄物のうち政令で定める20種類のもの」と定義されている。また、産廃以外の廃棄物を一般廃棄物（一廃ともいう。主に家庭ごみ）といい、簡単に言えば「建設業、製造業、商業活動、オフィス、水道事業、学校等の事業活動において発生したごみのうち政令で定める20種類のものが産廃、それ以外の廃棄物はすべて一般廃棄物」ということになる。廃棄物処理法は家庭から排出する一般廃棄物と、事業活動の結果排出される産業廃棄物及び事業系一般廃棄物とに区分している。一般廃棄物についてはその処分を市町村の責任とし、産業廃棄物及び事業系一般廃棄物の処分は事業者の責任で行うこととしている。

日本の清掃行政は、これまで3本の法律に基づいて執行されてきた。施行された法律を古い順番で表すと、「汚物掃除法」²、「清掃法」³、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」⁴である。それぞれの法律は時代背景を受けて成立している。廃棄物の処理に関する法規制は1900（明治33）年に制定された「汚物掃除法」に始まる。江戸時代の末に開国したわが

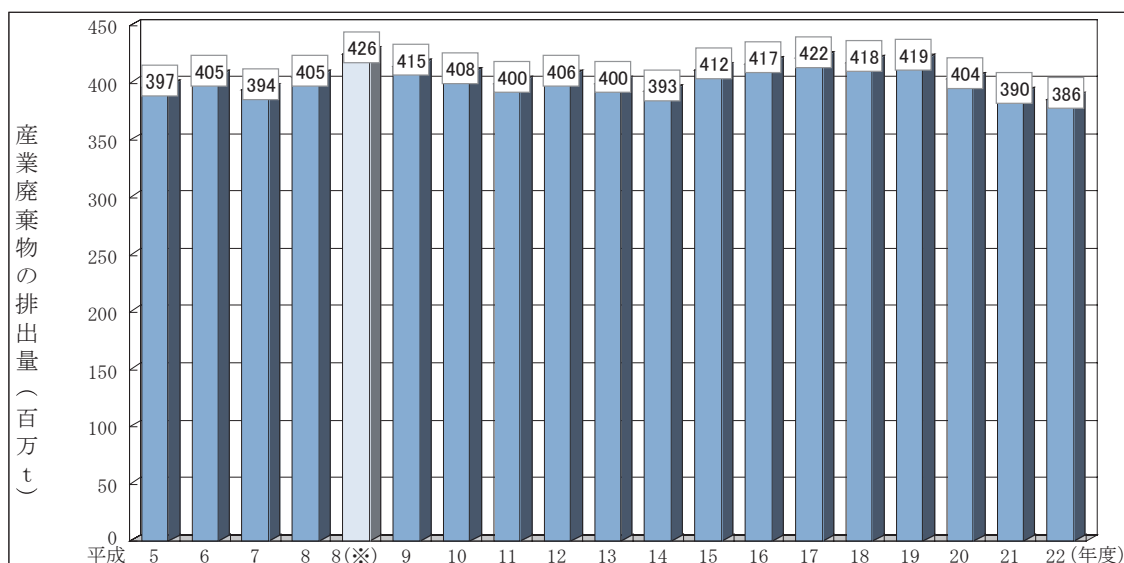
国に、外国からの進んだ文化が入ってきたが、人や物の交流が盛んになるにつれ、コレラやペストなどの伝染病も流入してきた。この様な衛生対策のために、1897（明治33）年「伝染病予防法」の制定と併せて汚物掃除法が制定され、汚物の衛生的処理のため、ごみの焼却（伝染病菌の殺菌など）が推奨された。次いで、太平洋戦争の荒廃から脱却しつつあった1954（昭和29）年に汚物掃除法が全面改正され「清掃法」が成立した。清掃法でも「汚物を衛生的に処理し、生活環境を清潔にすることにより、公衆衛生の向上を図る」ことを目的にしていた。そして主体処理を全国の市町村に拡大し、市街区域を中心とする区域内の汚物処理を行うこととした。1970（昭和45）年、清掃法が全面的に衣更えを行い、現在の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）が公布（制定は46年）された。廃棄物処理法は、基本的に市町村の行政サービスとしての廃棄物を処理してきたのであるが、高度成長と共に工業化が進み、市町村ではすべての廃棄物を処理しきれなくなったため、工場など事業活動から排出される難しい廃棄物を「産業廃棄物」という特別な区分として整理し、一般廃棄物（域内処理体制）と産業廃棄物（広域処理体制）を区分し、産業廃棄物処理体制の確立や事業者の産業廃棄物処理責任の明確化を図った。そしてその時々状況に合わせて、逐次法律が改正されている。産業廃棄物の処理は、汚染者負担原則1に基づく事業者責任と定められた。

2.2 産業廃棄物の排出状況・処理問題

2010（平成22）年度の産業廃棄物の排出及び処理状況の調査結果（2012（平成24）年12月27日環境省公表）によると2010（平成22）年度の全国の産業廃棄物の総排出量は約3億8,599万トンで、前年度に比べ、約400万トン（約1%）の減少となった。1998（平成10）年度における全国の産業廃棄物の総排出量は約4億800万トンとなっており、12年間の総排出は、景気状況に多少左右されるが、ほぼ横ばい状況である。

2010（平成22）年度の産業廃棄物の処理状況は、再生利用量が産業廃棄物全体の53.0%にあたる約2

図1 産業廃棄物の排出量の推移



(出典) 環境省「産業廃棄物の排出及び処理状況等について」2010年

[<http://www.env.go.jp/recycle/waste/sangyo.html>]

億473万トン、減量化量は約1億6,700万トンであった。なお、最終処分量は前年度の約1,359万トンから約5%増加して約1,426万トンであった。

1998(平成10)年度の総排出量約4億800万トンのうち、中間処理されたものは約3億100万トン(全体の74%)、直接再生利用されたものは約7,900万トン(同19%)、直接最終処分されたものは約2,900万トン(同7%)となっている。また、中間処理された産業廃棄物はこの段階で、約1億2,200万トンまで減量化された上で、再生利用(約9,300万トン)または最終処分(約2,900万トン)されている。最終的には、排出された産業廃棄物全体の42%にあたる約1億7,200万トンが再生利用され、14%にあたる約5,800万トンが最終処分されている。

産業廃棄物の再生利用量、減量化量、最終処分量について1993(平成5)年度から2010(平成22)年度までの推移を示した。産業廃棄物の再生利用量は、2002(平成14)年度以降、顕著に増加し、最終処分量は、1998年度約5,800万トン、2010(平成22)年度約2,900万トンで約半分になり、循環型社会形成に取り組んでいると考えられる。

2002(平成14)年度以降に再生利用量が増加したのは、循環型社会形成推進基本法2が2001(平成13)年1月施行(2000(平成12)年6月公布)公布、

施行されたためと考えられる。

2010(平成22)年度の産業廃棄物の種類別にみると、再生利用率が高いものは、動物のふん尿(95%)、金属くず(96%)、がれき類(95%)、鋳さい(90%)等であり、逆に再生利用率が低いものは、汚泥(9%)、廃アルカリ(23%)、廃酸(30%)、廃油(37%)等である。最終処分の比率が高い廃棄物は、燃え殻(26%)、ゴムくず(22%)、ガラスくず及び陶磁器くず(21%)、廃プラスチック類(19%)等である。

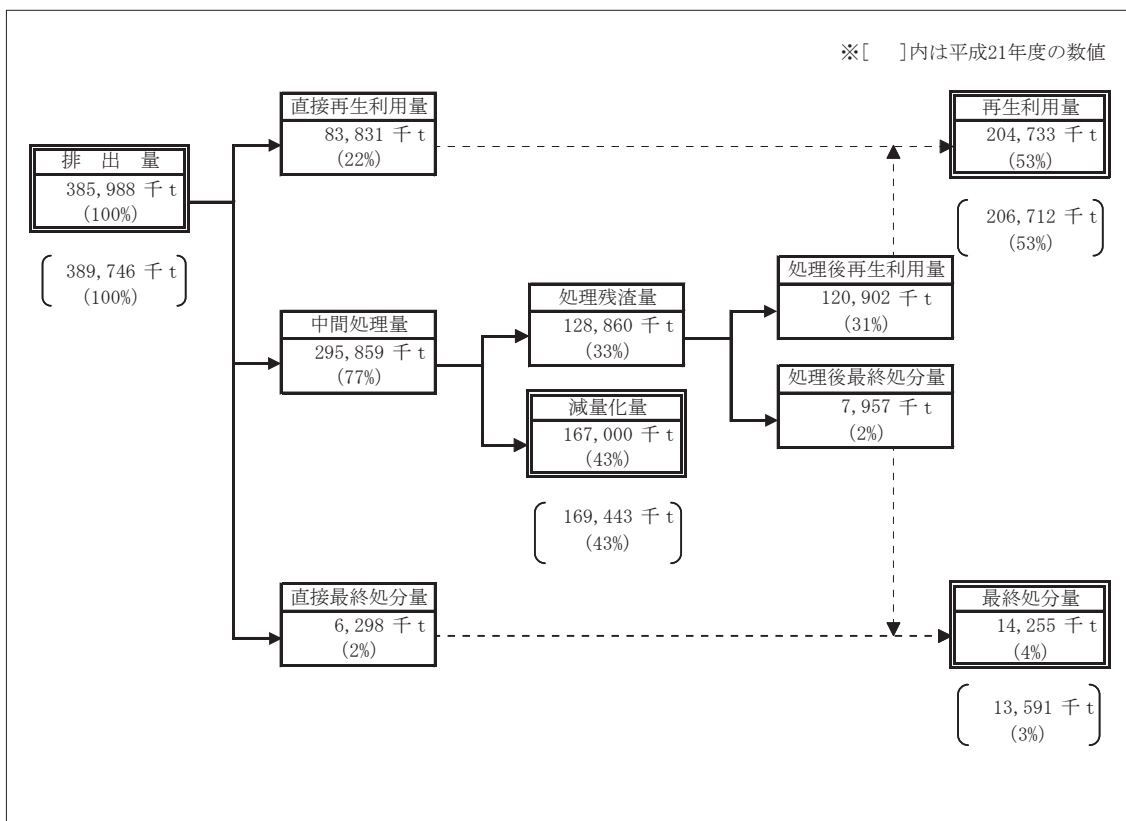
1998(平成10)年度の産業廃棄物の種類別にみると、再生利用率が高いものは、動物のふん尿(95%)、金属くず(75%)、がれき類(70%)、鋳さい(65%)等であり、逆に再生利用率が低いものは、汚泥(6%)、繊維くず(11%)、ゴムくず(13%)、廃アルカリ(14%)等である。

最終処分の比率が高い廃棄物は、ガラスくず及び陶磁器くず(62%)、ゴムくず(60%)、廃プラスチック類(45%)、燃え殻(41%)等である。

2010(平成22)年度の廃棄物の種類別排出量も前年度同様、汚泥(44.0%)、動物のふん尿(22.0%)、がれき類(15.1%)の上位3品目だけで総排出量の8割以上に達していた。

1998(平成10)年度産業廃棄物の排出量を種類別

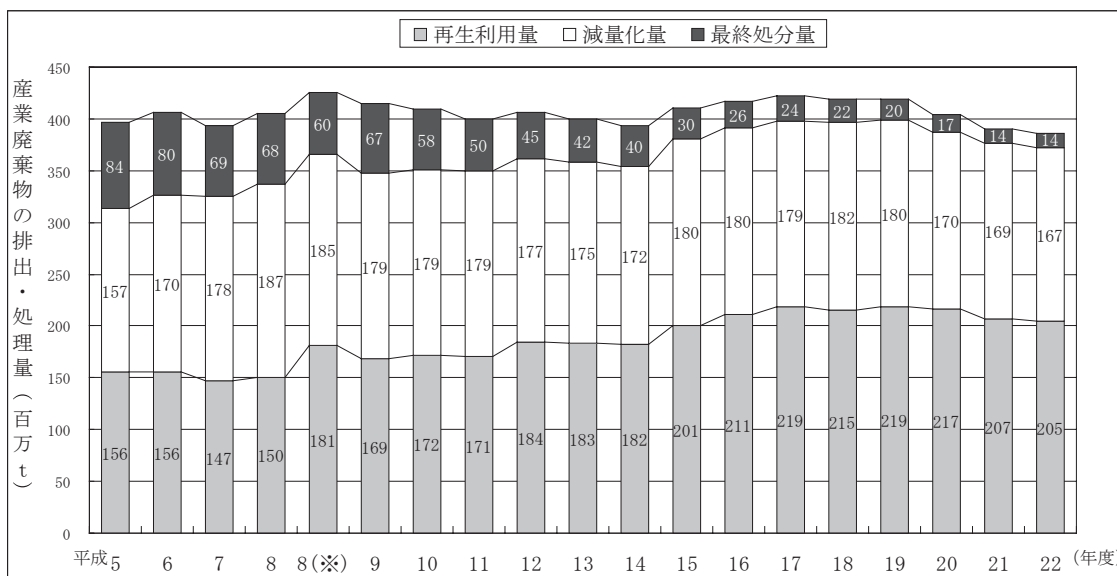
図2 2010年（平成22）度産業廃棄物の排出処理状況



*各項目量は、四捨五入して表示しているため、収支が合わない場合がある。

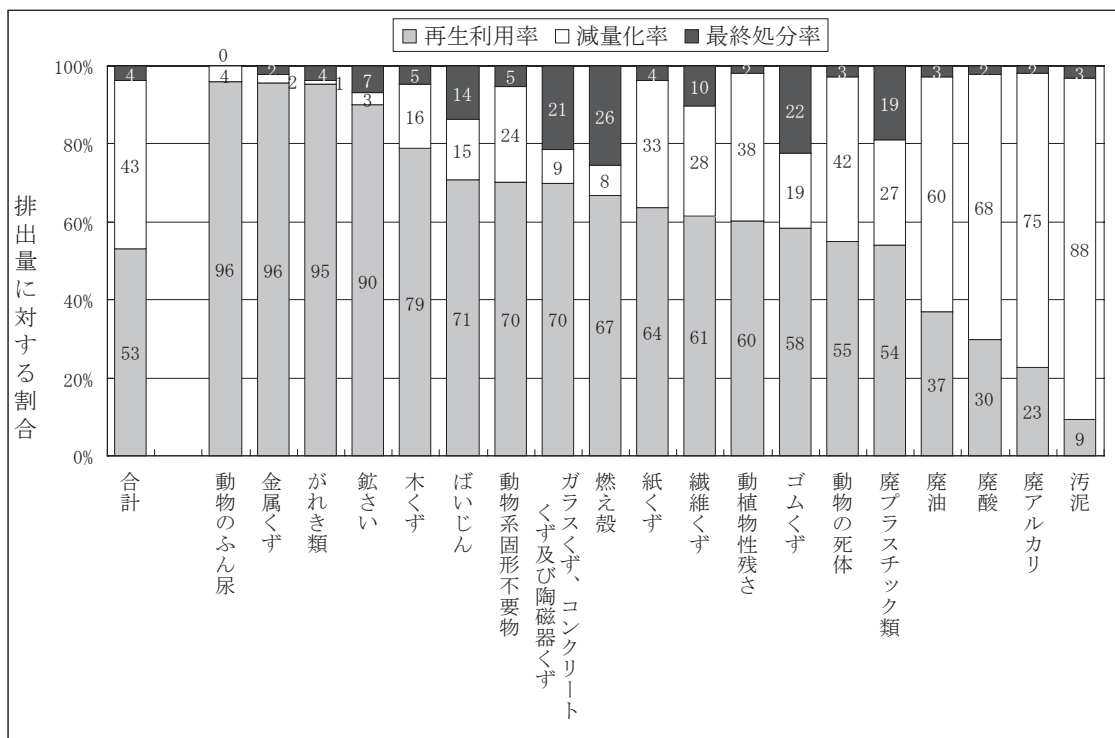
(出典) 環境省「産業廃棄物の排出及び処理状況等について」2010年
[\[http://www.env.go.jp/recycle/waste/sangyo.html\]](http://www.env.go.jp/recycle/waste/sangyo.html)

図3 産業廃棄物の再生利用量，減量化量，最終処分量



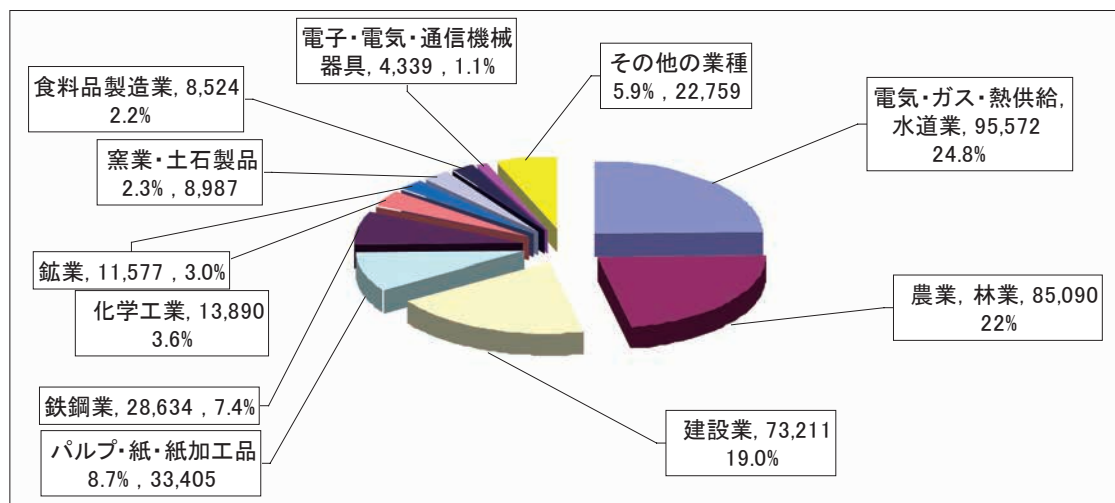
(出典) 環境省「産業廃棄物の排出及び処理状況等について」2010年
[\[http://www.env.go.jp/recycle/waste/sangyo.html\]](http://www.env.go.jp/recycle/waste/sangyo.html)

図4 2010年度の産業廃棄物の再生利用率，減量化率，最終処分率



(出典) 環境省「産業廃棄物の排出及び処理状況等について」2010年
 [http://www.env.go.jp/recycle/waste/sangyo.html]

図5 産業廃棄物の業種別排出量2010年度



(出典) 環境省「産業廃棄物の排出及び処理状況等について」2010年
 [http://www.env.go.jp/recycle/waste/sangyo.html]

にみると、汚泥の排出量が最も多く（46.3%）であり、動物のふん尿（22.7%）、がれき類が約（13.9%）となっており、この3品目で全排出量の約8割を占めている。

業種別排出量では前年度と同様、電気・ガス・熱供給・水道業（24.8%）、農業・林業（22.0%）、建

設業（19.0%）、パルプ・紙・紙加工品製造業（8.7%）、鉄鋼業（7.4%）の上位5業種で総排出量の8割以上を占める結果となった。

1998（平成10）年度の産業廃棄物の排出量を業種別にみると、排出割合の高いものから農業（22.8%）、電気・ガス・熱供給・水道業（下水道業

を含む) (21.4%), 建設業 (19.4%), 鉄鋼業 (7.2%), パルプ・紙・紙加工品製造業 (6.4%), 鋳業 (5.0%) となっており, この6業種で約8割を占めている。

これらの産業廃棄物の種類および排出業種の割合は, 1990年代半ば以降ほぼ同様の形態になっているが, 1970年代からみると業種別には製造業の割合が減少を続け, 電気・ガス・熱供給・水道業の割合が大きく増加している。電気・ガス・熱供給・水道業では, 下水道の汚泥の量が, 下水道普及率の上昇とともに増加していることによるものと考えられる。

上記の4業種で廃棄物20種類に区分されている廃棄物のほとんどで9割以上の排出量を占めており, これらの業種の動向が産業廃棄物市場の動向と密接に関連していると考えられる。

2.3 不法投棄の実態

不法投棄行為とは, 廃棄物処理法に対する違法行為である。企業でも個人でも, 法律で定められたルールに従って「ごみ」を適正に処理しなければならない。しかし, そのなかには法律で定められた基準を無視して, 山林や原野に勝手に捨てる人や会社があり, この行為が不法投棄である⁷。

不法投棄をする理由として一般的には, 「法律に定められたルールに従うのがめんどくさい」, 「廃棄物処理にかかる費用が惜しい」, 「法律の処理基準の存在を知らなかった」, などが理由として考えられる。

そして, 不法投棄の被害は, 正しい処理方法をおこなわずに不法に投棄された廃棄物からは, 有害物質が漏れだし, 環境破壊を引き起こすこともある。その場合, 地域の土壌や水質に重大な被害を与える可能性がある。また, 捨てるのは簡単だが, 撤去回収するのはとても大変であり, もとの美しい自然を回復するのはむずかしく多大な費用がかかる⁸。

不法投棄の背景には, 産業廃棄物処理の静脈的な世界も, 通常の動脈的な行程の製品の生産・流通・販売の世界と同様に市場原理が働いており, 通常の製品は製造工場から卸売業者, 小売業者, 消費者へと品物が渡らないことには商売が成り立たないが, 廃棄物の場合は委託している廃棄物処理施設に廃棄

物が届かなくても排出事業者の生産活動に直接的なダメージは発生しない。そして廃棄物は排出者にとって不要なものであることから, その処理のために適正なコストを負担しようという動機付けが働きにくく, 市場原理の下, 処理業者間の価格競争により, 他社より安く請け負う業者に顧客(排出事業者)が流れる傾向にある。このため, 価格が安い上で悪質な処理が行われがちとなり, その結果, 不法投棄が多発している状況である。さらに, 近年の廃棄物処理施設立地の困難化等を背景とした廃棄物処理の適正費用の高騰, バブル崩壊以降の景気低迷とが相まって, この傾向が助長されている。

不法投棄の構造は, 「排出事業者が基本的には適正処理費用を負担したくない」, 「処理業者が背信的な行為により受領した処理料金から利得を得たい」という経済的な動機によるものが多いと考えられる。また, 適正に処理する施設が不足していること, 不適切なりサイクルや資源価格暴落でリサイクル資源・リサイクル商品の不良在庫が増えることなどが不法投棄の間接的要因になることもある。その態様は, 4つの要因による以下のようなものである。

第1は, 「排出者」が不法投棄を行うものでありその態様としては, 自社敷地内への埋め立て又は放置, 借地における埋め立て又は放置, 山林・河川・道路端などの管理者が常駐していない場所への埋め立て又は放置などの行為である。排出者自身による不法投棄は大規模なものは少ない。また最近では地域住民の監視や企業の従業員による内部告発も増えているため, 全体としては減少傾向にあると思われる⁹。しかし, 建設系廃棄物については, 特に解体業の場合には廃棄物を大量に発生させる業種であるうえ, 処理費用を少しでも安くして利益をとりたいという動機があるため, 不法投棄が行われやすい構造にある¹⁰。また, 一般家庭においては, ごみ処理費用の有料化¹¹により, 引越しごみや粗大ごみ等を不法投棄するケースも増加傾向にあると思われる。

第2に, 「廃棄物の収集運搬業者」が, 不法投棄を行うものでありその態様としては, 中間処理施設又は最終処分場へ搬入せず, 借地や第三者の敷地へ埋め立て又は放置するなどの行為である。積替え保

管場所として官庁から許可を受けている場所で不法投棄を行うよりも、人目につきにくい倉庫や山中などに不法投棄されるケースが多い。また、許可業者が無許可業者に再委託するなど無許可業者が関与することも多い¹²。

第3に、「廃棄物の中間処理業者」が、不法投棄を行うものでありその態様としては、中間処理前の廃棄物、中間処理後の廃棄物、中間処理で再生したものの販売されなかった物を、自社敷地内、借地、第三者の土地等へ埋め立て又は放置するなどの行為である¹³。

第4に、「廃棄物の最終処分業者」が、不法投棄を行うものであり最終処分場に一旦搬入された物を、最終処分業者が自社敷地内又は外部に不法投棄するなどの行為である。

産業廃棄物処理事業振興財団（2012）によれば、建設系廃棄物不法投棄の種類を5パターンに分類している¹⁴。環境庁の2012（平成24）年12月27日報道発表資料として「産業廃棄物の不法投棄等の状況平成23年度について」より、筆者が表1のごとく、全国の不法投棄件数および不法投棄量を全国平均数量から偏差値を算出して編集したものである。

環境省の資料では、全国の都道府県毎の数値であったが、2006（平成18）年～2010（平成22）年の合計から偏差値として表示した。偏差値として編集した理由は、不法投棄の発覚件数は全国一律に発覚しているのではなく、偏った県に集中しているためである。5年間の数値を合計したのは、ある都道府県で大きな不法投棄が発覚すれば、行政側も次年度以降は監視強化を実施するため¹⁵、発覚の次年度は減少している傾向がある。

全国での5年間の不法投棄件数の合計は1,737件、不法投棄量は554,941 tとなり、この数値を各々1年間に換算すると、件数348件、量110,988 tであり、約1日に1件300 tの不法投棄が全国のどこかの場所で発覚していることとなる。ただこの数値は、発覚して検挙した件数であるため実際に隠れた不法投棄件数は、これ以上存在すると考えてよい。表1の不法投棄数量の5年間合計の多い上位15位までをまとめたところ、1位から茨城県、三重県、福島県、

千葉県の順になっており、量の偏差値の50以上で13位の青森県から1位の茨城県までの総合計が、441,195 tで全体の約80%を占めている状況である。

関東エリアでは茨城県、千葉県、栃木県、関西・中部エリアでは三重県、滋賀県、奈良県、兵庫県九州エリアでは宮崎県、あとは、北海道、東北地区（秋田県を除く）となり、首都圏、近畿圏等の経済活動の中心から近い周辺の地区が発生していると考えられる¹⁶。つまり、廃棄物の発生場所ではなく、運搬および中間処分の過程の中で廃棄物が運搬される行程のなかで、人の住居が少なく周りから気づかれることが少ない地域で発生していると考えてよい。

企業から排出される廃棄物は、法律では自ら処理の原則が前提にあるが、大半の企業は、処理方法として官庁から許可された運搬・処理業者に委託している場合が多い。企業が排出した廃棄物の不法投棄のリスクは、1日1件約300 tの危険性の可能性がある。特に、大都市等で活動したために発生した廃棄物は、大都市周辺の地域でおこりやすいと考えることができる。企業のCSRとしては、他人のリスクではなく、いつ自分の身に関係する不法投棄事故の可能性があることを常に注意すべき事項として捉える必要がある。

近年発生した不法投棄の大規模事案は以下の3事案である。第1に、豊島（てしま）不法投棄事案であり、香川県小豆郡土庄町豊島の約69,000㎡の土地で、1983（昭和58）年頃から地元の産業廃棄物処理業者（豊島総合観光開発株）が自動車の破砕くずなど約50万トンを超えて不法に投棄した。

第2に、青森・岩手県境不法投棄事案であり、青森県田子町及び岩手県二戸市にまたがる約27haの土地で、青森県八戸市の三栄化学工業（株）が埼玉県の産業廃棄物処理業者である縣南衛生（株）と共謀し、1999（平成11）年4月から11月にかけて、ごみ固形化物（RDF様物）約8千トンを超えて両県にまたがる同社事業場敷地内に不法投棄した事案。

第3に、岐阜市椿洞（つばきぼら）不法投棄事案であり、岐阜市椿洞の約90,000㎡の土地で、1990（平成2）年から2004（平成16）年にかけて、木くず、廃プラスチック類、がれき類等約753,000㎡が不適

表1 2006年～2010年の不法投案件数・不法投棄量

	都道府県	2006 (平成18)		2007 (平成19)		2008 (平成20)		2009 (平成21)		2010 (平成22)		5年間合計		偏差値	
		件数	量 (t)	件数	量 (t)	件数	量 (t)	件数	量 (t)	件数	量 (t)	件数	量 (t)	件数 偏差値	量偏 差値
1	茨城県	59	10,924	39	15,260	59	35,873	36	5,848	28	3,486	221	71,391	262.94	84.84
2	三重県	6	130	14	507	8	68,005	5	393	4	311	37	69,346	78.94	83.64
3	福島県	24	3,796	3	123	4	44,018	9	3,957	2	812	42	52,706	83.94	73.91
4	千葉県	79	23,861	40	13,853	16	2,287	39	3,220	35	5,830	209	49,051	250.94	71.78
5	滋賀県	11	600	10	1,860	4	250	2	125	2	26,000	29	28,835	70.94	59.96
6	山形県	0	0	2	27,706	0	0	3	176	0	0	5	27,882	46.94	59.40
7	宮崎県	43	16,616	27	3,072	23	2,329	10	1,226	8	135	111	23,378	152.94	56.77
8	栃木県	39	4,393	21	7,967	13	4,678	7	653	12	5,289	92	22,980	133.94	56.53
9	奈良県	14	5,845	7	1,270	15	3,765	10	10,781	12	600	58	22,261	99.94	56.11
10	北海道	25	10,590	20	7,739	10	1,850	6	263	6	1,030	67	21,472	108.94	55.65
11	兵庫県	18	5,073	11	5,995	3	3,591	7	2,716	5	1,358	44	18,733	85.94	54.05
12	岩手県	13	3,479	11	2,116	15	5,285	11	3,229	3	4,333	53	18,442	94.94	53.88
13	青森県	17	9,295	24	1,971	7	829	5	2,521	3	102	56	14,718	97.94	51.70
14	愛知県	4	7,770	5	476	5	998	5	540	1	150	20	9,934	61.94	48.90
15	静岡県	10	1,989	13	796	18	5,649	8	540	5	399	54	9,373	95.94	48.58

全国 合計	554	131,235	382	101,721	308	202,729	277	57,275	216	61,981	1,737	554,941
----------	-----	---------	-----	---------	-----	---------	-----	--------	-----	--------	-------	---------

(出典) 環境省『産業廃棄物の不法投棄等の状況平成23年度』に基づき筆者作成。

正処分された。(2004(平成16)年3月発覚)

岐阜市の産業廃棄物処理業者「善商」が約14年間にわたり、同市椿洞の山林にがれきや建築廃材など56.7万トンを超えて不法投棄した。

3. 産業廃棄物を巡る規制

3.1 法規制

廃棄物処理法の規定により、事業者は、その事業活動に伴って生じる廃棄物を自らの責任と負担において適正に処理し、環境汚染の防止に努めなければならない(法第11条第1項)。そのため、事業者は排出する廃棄物の適正処理のための具体的な計画を策定し、その処理を自ら行う場合は、廃棄物の処理の基準に従い、また、廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、委託の基準に従わなければならない(法第12条第5項)。なお、いずれの場合にも事業者には、自らが排出した廃棄物が収集、運搬され、中間処理(再生を含む)され、さらに、最終処分または再生されるまでの間、責任がある(法第12

条第7項)。ほとんどの企業が他人に委託している場合なので、委託した業者が廃棄物をどのように運び処理するのかを最終処分までの管理する責任がある。但し特別管理産業廃棄物¹⁷⁾については除いた内容である。

3.1.1 産業廃棄物の保管基準

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む)を保管する場合には、次の基準に従い、生活環境の保全上支障のないように保管しなければならない(法第12条第2項)。

廃棄物の種類に応じて、対応しなければならないが基本は、「周囲に囲いを設けること」、「掲示板を設けること(60cm×60cm以上)」、「産業廃棄物が飛散、流出、地下浸透しないようにすること」、「産業廃棄物が飛散、流出、地下浸透しないようにすること」、「保管の高さを守ること」、「ねずみ、蚊、はえ等を発生させないこと」が法律で規制されている。

3.1.2 委託基準の遵守

委託にあたっては、以下に示す基準に従わなければならない(法第12条第6項)。産業廃棄物の処理を委託する場合、排出事業者は産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可証の写しの提出を求め、次の内容を確認し、収集運搬業者と処分業者のそれぞれについて、書面による契約(排出事業者と収集運搬業者、排出事業者と処分業者の2者契約)を取り交わして委託しなければならない。確認内容は、「収集運搬・処分の区分」、「処理施設の能力」、「収集運搬・処分の許可」、「産業廃棄物の種類」、「許可の条件及び期限」である。

委託契約を締結するのに必要な記載事項は14項目ある。①委託する産業廃棄物の種類及び数量、②運搬先所在地、処分先所在地、処分方法、施設の処理能力、③最終処分場所在地、最終処分方法、施設の処理能力、④許可を受けて輸入された廃棄物であるときはその旨、⑤委託契約の有効期間、⑥委託者が受託者に支払う料金、⑦産業廃棄物処理業許可に係る事業の範囲、⑧積替え保管を行う場合は、その所在地、保管できる産業廃棄物の種類及び保管量の上限(一日当たりの平均搬出量の7日分)、⑨安定型産業廃棄物を積替え保管する場合は、他の廃棄物と混合することの可否、⑨適正処理に必要な情報5項目、⑩その他注意事項、⑪委託契約の有効期間中、適正処理に必要な情報に変更があった場合の伝達方法、⑫委託業務終了時の受託者からの報告、⑬委託契約解除の場合の未処理廃棄物の取扱い、である。そしてその委託契約書には、許可業者の許可証の写しを必ず添付しなければならない。

契約書及び添付した書面は、当該契約の終了の日から5年間保存しなければならない。なお再委託は、特例的な規定なので、受託した業者は、原則的に再委託が禁止されている。再々委託は、例外なく禁止されている。

3.1.3 産業廃棄物管理票(マニフェスト)

産業廃棄物管理票(以下、マニフェストと表記)は、事業者が処理委託した産業廃棄物の移動や処分に関する管理を強化し、また、適正処理の状況を自

ら把握し、不適正処理を未然に防止する等のために使用するものである。すべての産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む)について、当該委託に係る産業廃棄物を引渡す際は、マニフェストを交付しなければならない(法第12条の3)。

留意事項は主に7項目あり、①排出事業者は、マニフェストを交付することによって、産業廃棄物の流れを把握し、廃棄物が適正に処分されたことを確認することにより、産業廃棄物の不法投棄や事故の防止を図る義務がある。②マニフェストには、紙マニフェストと電子マニフェストがあるが、どちらを使用しても構わない。③排出事業者、収集運搬業者、処分業者が、正しくマニフェストを運用することが重要であり、法令を遵守していないと認められる場合は、行政処分の対象となる。④排出事業者は、90日以内に運搬や処分の終了を表すマニフェストが送られてこない場合(ただし、最終処分は180日)は、その状況を把握し、行政へ報告する義務がある。⑤マニフェストを交付しなかった場合、又は虚偽の記載をした場合は行政の措置命令の対象となるほか、直接罰則が適用される。⑥排出事業者は、最終処分(再生され売却された場合を含む)が終了した旨を確認しなければならない。⑦マニフェストの交付者は、排出事業場ごとに、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間において交付したマニフェストの交付等の状況について、行政に報告しなければならない。

3.2 行政の対応

産業廃棄物に係る行政の業務は、各官庁の部署により異なっているが、主な業務は、廃棄物処理施設・廃棄物処理業の許可、排出事業者・処理業者の指導監督、産業廃棄物の不法投棄・不適正処理対策、リサイクル推進活動計画等があげられる。

本論文では、排出事業者(企業)を主体とした、廃棄物管理における行政の対応について論じていく。

排出事業者として、主な違反行為は図6のとおりで、不法投棄は2011(平成23)年の改正により1億円の罰金から3億円以下の罰金に上げられており、

無許可業者への委託（懲役5年以下：罰金1,000万円以下）、書面によらない契約、法定事項未記載（懲役3年以下：罰金300万円以下）、マニフェストの未交付、未記載、虚偽記載、5年間保存義務違反（懲役6ヶ月以下：罰金50万円以下）となっており、法人と個人の両罰の規定になっている。上記懲役・罰金等もリスクであるが、それ以上に、「社会的信用の失墜」「ブランドイメージの失墜」「企業のイメージダウン」が持続可能な成長を求める企業としては、死活問題である。一度信用を失墜すればそれを取り戻すための、費用やコストは多大なものとなる¹⁸。

行政処分 of 主な流れについて説明する。5段階の行政対応がある。報告の徴収、立入検査、改善命令、措置命令、罰則である¹⁹。

報告の徴収とは、行政から事業者等に対して廃棄物処理の状況などの報告を求めるものである。廃棄物処理法第18条では、都道府県知事等（都道府県知事及び政令市（政令指定都市及び中核市）長は、法律の施行に必要な限度において、排出事業者、産業廃棄物処理業者、産業廃棄物処理施設の設置者など

に対し、廃棄物の保管、収集・運搬、処分、施設の構造・維持管理に関し必要な報告を求めることができると定めている。求められた報告をせず又は虚偽の報告をした者は罰則の対象となる。不法投棄が発生したときで、委託契約書やマニフェストのコピーの提出を求められることがあり、書類記載等にミスがあると措置命令の対象となる場合がある。

立入検査は、廃棄物処理法第19条に規定され、都道府県知事等は、法律の施行に必要な限度において、その職員に、排出事業場、処理業者の事務所、廃棄物処理施設のある土地、建物に立ち入らせることができると定めている（立入検査を行う職員は身分証を携帯）。この場合、廃棄物の処理、施設の構造・維持管理について、帳簿書類、その他の物件を検査させ又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物を無償で取去させることができる。立入検査を若しくは取去を拒否したり、妨害したり、忌避したりした者は罰則の対象となる²⁰。

改善命令は、廃棄物処理法第19条の3に規定され、都道府県知事等は、期限を定めて、産業廃棄物の保管、収集・運搬又は処分の方法など必要な措置

図6 廃棄物の処理リスクにおける罰則

◆廃棄物処理リスク		
廃棄物に関わるリスク		
各企業は、事業活動の中で様々な廃棄物を発生させていますが、廃棄物の処理には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法、廃掃法とも呼ぶ）、及び地方自治体が定める条例や要綱により、厳しい罰則を伴って規制されています。		
そのため、下記のような事例があると厳しい罰則が伴うと共に、企業ブランド価値の著しい毀損を招きます。		
違反行為	懲役	罰金
不法投棄	5年以下	法人：3億円以下 個人：1,000万円以下
無許可業者への委託	5年以下	1,000万円以下
書面によらない契約、法定事項未記載（種類、数量、委託料等）	3年以下	300万円以下
マニフェスト未交付、未記載、虚偽記載、5年間保存義務違反	6ヶ月以下	50万円以下
※廃棄物処理法では、実際に違反行為を行った法人に対してはもちろん、個人に対しても同様の処分が下る。		
2003年改正	1. 不法投棄及び不法焼却の未遂罪を創設 2. 不法投棄罪：一廃・法人についても、1億円以下の罰金に引上げ	
2005年改正	1. 不法輸出に「未遂罪」「予備罪」 2. マニフェスト偽造への罰則：6ヶ月以下の懲役を追加	
2011年改正	不法投棄罪：法人については、3億円以下の罰金に引上げ	

（出典）筆者作成

を行うよう命ずることができる」と定めている。改善命令に違反したときは罰則が適用される。命令の対象者は排出事業者、産業廃棄物処理業者、国外廃棄物を輸入した者であり、改善命令を行うのは産業廃棄物の処理基準又は産業廃棄物の保管基準に適合しない保管、収集・運搬や処分が行われたときである。

措置命令は、廃棄物処理法第19条の5に規定され、産業廃棄物の処理基準に適合しない産業廃棄物の処分（不法投棄等）が行われた場合、都道府県知事等は、生活環境の保全上支障が生じ又は生ずるおそれがあると認めるときは、次の者に対して期限を定め、その支障の除去等の措置を講ずるよう命ずることができる」と定めている。廃棄物処理法第19条の6では、さらに上記の措置命令の対象者に資力等がなく支障の除去が困難であり、排出事業者が適正な処理料金を負担していないとき、及び不適正処理が行われることを知っていた又は知ることができたときは、委託契約書や管理票の取扱いが適正な排出事業者であっても、措置命令の対象となると定めている。なお、当事者が命令に従わず、その履行を促してもそれに応じない場合には、罰則が適用される。措置命令は、すでに行われた産業廃棄物の処分に起因する環境汚染を防除することを目的として行われるものである。これに対し、改善命令は事業者と同法第12条第1項及び第2項に規定する基準に適合した運搬、処分又は保管を行わせるために将来に向かって事業者の行う産業廃棄物の処理方法の改善等を目的として行われるものである。

罰則は、廃棄物処理法第25条から第34条に規定され、行為者に適用されるほか、不法投棄や野外焼却については一度実行されると生活環境の保全上支障が生ずることや原状回復が困難なことから、これらを行う目的で廃棄物を収集・運搬した者や未遂の者に対しても罰則が適用される²¹。

また、法人の代表者又は法人（個人経営にあっては事業主）の代理人、使用人その他従業員が、その法人（個人経営にあっては事業主）の業務に関し違反行為をした場合は、行為者を罰するほか、その法人（個人経営にあっては事業主）にも罰則（一部の軽微な罰則を除く）を科することとしている（両罰

規定）。特に、「不法投棄」「不法焼却」「無許可営業等」については、悪質性を有しており、得られる不法利益が莫大であることから、法人に対して3億円以下の罰金が科せられる。

図7で表した内容は、前述した「青森・岩手県境不法投棄事案」についての新聞記事の内容であり、一般の企業が「不法投棄による企業の措置命令」を実施されたものである。

図7の中ではC社にあたる企業であり、筆者が、横浜の産業廃棄物中間処理業者に処理アセスメントを実施したとき、業界関係者から聴取した内容から、廃プラスチック類を中間処理業者に100kg程処理委託し、中間処理業者から最終処分としての燃え殻の28kgが委託業者により、不法投棄された状況である。産業廃棄物のマニフェストをもとに、監督官庁はC社に紐づいてわかった状況であるが、監督官庁からの是正要請に真摯に対応しなかったから、措置命令が下されたことになった。つまり廃棄物において、廃棄物処理法上の「排出事業者の責務（運搬・中間処分・最終処分）」を企業として十分に理解できていなく、委託したのはC社であるのにもかかわらず、不法投棄したのは処分業者であるので企業としての責務はないという考え方で対応した模様であり行政に対して真摯な対応を実施しなかったため、この不法投棄事件に関係した1万社以上はある中で、排出事業者として行政処分を受けたのは10社で、大題的に新聞報道されたのは4社であることから、企業としてのリスク管理の不備が発覚した後、企業としての姿勢の違いにより、このような企業イメージを失墜することをまねくことになることを、企業の代表者は、重要課題としてとらえ、対応する必要がある。

3.3 業界、個社の対応について

2013（平成25）年3月25日付で、環境省から「産業廃棄物処理業実態調査結果」が発表された。同調査は、無作為に選ばれた処理業者にアンケートを送り、それに対する回答を集計したものである。全国の産業廃棄物処理の市場規模は年間約5兆円で売り上げの半分は、全体の約4%の大手業者が占めてい

図7 不法投棄による企業への措置命令

不法投棄による企業への措置命令

実質的な排出者責任が追及される時代へ突入
(原状回復費用の支払・社名の公表などのリスクが顕在化)

事業者名	燃え殻	ごみ固形物
A社	0.16t	—
B社	0.08t	2t
C社	0.028t	—
D社	0.809t	1.94t
合計	1.077t	3.94t

2003年6月18日に上記4社に行政処分が出され、翌日の読売新聞で撤去命令の社名の公表がされた。
C社については、28kgの燃え殻ではあるが、不法投棄発覚後、マニフェストから追跡調査後、企業としての対応姿勢が不十分であったため公表された。(筆者が横浜のE廃棄物業者より聞き取り)

(読売新聞 2003年6月19日)

(出典) 読売新聞記事等を基に筆者作成

る。業者の経営組織としては会社経営が91.4%，個人経営が6.1%，会社以外の法人経営が2.5%であることが分かった。

調査対象は2010（平成22）年度，1万3,378件に調査票を発送し，7,598件から回答を得た。回答者の内訳は収集運搬業が6,436件，中間処理業が3,646件，最終処分業が593件だった。資本金別の経営規模を見ると，500万円未満が16.3%，500万円以上1,000万円未満が10.3%，1,000万円以上5,000万円未満が60.1%，5,000万円以上10億円未満が7.7%，10億円超が0.7%となっている（未回答1.7%）。

また，売上規模，兼業状況では，産廃処理業以外を含めた総事業売上高は1事業者平均で約11億9,000万円，産廃処理だけの売り上げは同1億3,000万円となっており，産廃処理業が主たる事業になっていない。産廃処理を専業としている企業の割合は全企業の9.5%にとどまった。兼業を含めた全事業での従業員数は1事業者平均で43.9人，うち産廃処理業だけを行っている企業は10人であった。

さらに調査では，業界の活性化に向けた国への要望についても聞いた（複数回答）中で「産廃処理業

への国民の理解促進」（39.8%），「リサイクル製品イメージアップにつながる情報発信」（28.0%），「産廃処理業のイメージアップにつながる情報発信」（23.4%），「排出事業者とのビジネスマッチングの場の提供」（16.5%）と，イメージアップに関する要望が上位を占めた。

この調査から看取できる内容は，小規模零細企業が散在しているということから判断すると，産業廃棄物処理業界はまだ成熟期に至っておらず，これから，成熟期に入るものと考えられる。成熟期に入ると，市場の縮小に対応するため企業間の集約が進む。その結果，地域の有力企業数社に需要が集中するというのが経済原則である。

産業廃棄物の発生量は，今後減少していく可能性が高く，市場が縮小して生き残っていくためには，地球環境対策や環境保全対策を廃棄物リサイクル業界としていち早く取り入れる必要がある。この業界本来は環境保全に貢献すべき業界であり，今までとは違う新しく環境に対する付加価値が必要な時代ある。

産業廃棄物の収集運搬業は，排出事業者の委託を

受けて、産業廃棄物を目的地まで運搬することであり、運搬する車輛さえあれば事業を始めることは可能である。排出事業者と直接繋がっているため、顧客のニーズをいち早く取り入れるメリットがある反面、多くの事業者が参入可能なため、価格による過当競争が激化している。中間処理業は、土地や設備の準備をしないと始められない事業であるため、処理技術の革新がその業者の優位点となるが、設備投資等のメンテナンス費用がかさむため、時代にあつたりサイクル中心の設備投資が実施しづらい状況である²²。

上記環境省の調査による業者に対する社会認識は、一般市民からすると「ごみ処理業者」という業界のイメージが強いのは事実であるが、実際、企業として廃棄物の担当者が委託契約の締結業務や、処理工程の確認業務でのお付き合いするなかでの受け答えや対応において、「ごみ処理業者」から「ごみをリサイクルする業者」という環境問題をリードする業界のイメージになる。企業内でも、産業廃棄物の業者と接点を持つものはある一部のメンバーであるため、担当者以外の大抵の社員は、「ごみ処理業者」というダークなイメージが強い。したがって、企業から排出する産業廃棄物に関わる担当者のみが廃棄物処理委託業者の実態を認識しており、社内に廃棄物の担当者以外は、廃棄物の処理業務にあまり関係したくないと思っている。

3.4 廃棄物処理法の現状の課題

廃棄物処理法は、1970（昭和45）年に成立した。1976（昭和51）年に改正され、「措置命令規定の創設」、「再委託の禁止」、「処理記録の保存」、「敷地内埋立禁止」などが定められた。1990年代には、3回の大幅改正が行われた。

①1991（平成3）年改正

特別管理廃棄物制度の導入（特別管理産業廃棄物を対象としてマニフェスト制度を導入）、廃棄物処理施設についての規制強化（施設設置が届出制から許可制に）、廃棄物の不法投棄の罰則強化などが行われた。

②1997（平成9）年改正

廃棄物の再生利用に係る認定制度の創設、廃棄物処理施設の設置に係る手続の規定（生活環境影響調査の実施など）、マニフェスト制度の拡大（すべての産業廃棄物に）、不法投棄原状回復基金制度の創設などが行われた。

③2000（平成12）年改正

「廃棄物処理基本方針」（国）および「都道府県廃棄物処理計画」（都道府県）策定制度の創設、マニフェスト制度の見直しなど排出事業者処理責任の徹底、廃棄物の野外焼却（野焼き）の禁止（直罰規定の導入）、支障の除去等の命令の強化などが行われた。

2000年代は改正が頻繁に行われ、例えば、最終処分場跡地の形質変更を行う際には、都道府県知事等への届出が義務化された。2006（平成18）年には、石綿含有廃棄物に係る処理基準が定められた。

廃棄物処理法は言い換えれば不法投棄防止法ともいえるくらい、不法投棄に対する規定を強化する改定をおこなっている。排出事業者（企業）から見た廃棄物処理法への課題とそれに対する企業のリスク対応について述べていく。

◆廃棄物処理法を基本にして、各都道府県に独自の条例があるので複雑である²³。

国が規定した法律が廃棄物処理法であり、その中に法律施行例や法律施行規則が組み込まれている。

それ以外に、各都道府県や政令指定市が、リサイクル条例や要綱を制定しており全国統一的な対応の内容にはなっていない。これは廃棄物処理法に限ったことではないが、廃棄物処理においては国中心の統一的な対応の規定が必要と思う。

企業としては、排出事業所ごとの行政の法律を確認して対応しなければならないリスクを抱えている。産業廃棄物において排出事業者が特に注意すべき条例等の内容は、「県外事前協議申請の提出の有無」、「産業廃棄物税を導入の有無」、「排出事業者の委託業者の監査を義務化しているのか」、「その他独自の特別な条例があるのか」、の4項目において排出する場所の県や市の条例と照らし合わせて確認し個別に対応する必要がある。企業のCSRとして、

各関係行政との法的な情報入手を的確に実施していないと、「その法律を知らなかった」ではすまないのである。企業としての対応策は、コンサル会社と提携して定期的に条例改正や制定情報を入手する仕組みをつくり、新しい法律の内容については、すぐに対応するように関係部署に指示を出し、既存の内容については、きちんと関係部署が実施できているのかを指示や確認事項が必要となる。

◆廃棄物の種類の区分が複雑である²⁴。

現在廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物に大きく分けられており、一般廃棄物の中でも家庭系と事業系に分けられている。また、専ら物として昔からリサイクルできる種類も4品（古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維）ある。

紙くずにおいては、産業廃棄物として特定の業種を指定している品種であるため、同じ材質の紙であっても産業廃棄物の対象になる場合もあるし、一般廃棄物になることもあるので、排出する排出者によって法律の規制も違う状況である。生活ごみである飲料のペットボトルや缶においては、各市町村の処理施設の違いによりリサイクル品として回収している場所もあれば、廃棄物として燃やして処理している場所の違いもある。事業活動を伴って発生したものは、産業廃棄物になるが、各企業の委託契約を締結した処分場の施設ごとに処理方法が異なるため、同じ廃棄物であっても最終処分方法の違いがある。

コンビニで購入したペットボトルを自分の家庭で廃棄すれば、家庭の管轄行政の指定場所に排出すれば、住居している市町村が一般廃棄物として処理をするが、コンビニや会社のゴミ箱に捨てたならば、その企業が契約した産業廃棄物の処理業者で処分することが現実である。本来、誰がどのような形でどの場所で排出したとしても、廃棄物の種類・性状が同じであれば処理方法は変わらないと考えるものがあるが、排出事業者が法人か個人および業種をポイントに区分けしているため、その廃棄物を棄てる方法は、企業や現場として難しい判断になる。

◆排出事業者が廃棄物の判断をするには総合的判断が求められる。

「廃棄物処理法」の廃棄物に該当するか否かの判

断については、1977（昭和52）年までは占有者の意思にかかわらず、客観的要素のみで廃棄物を判定（客観説）²⁵していたが、1977（昭和52）年以降は、物の性状や占有者の意思等を総合的に判断する解釈（総合判断説）²⁶が採用されるようになった。これは、現在に至るまで、廃棄物該当性の判断の基本になっている。

総合判断説は、1999（平成11）年3月10日には、豆腐製造に伴う「おから」を巡る裁判で、最高裁判第2小法廷は、「総合判断説」を採用している。その内容は、『廃棄物処理法で規定されている不要物とは、自ら利用し又は他人に有償で譲渡することができないために事業者にとって不要になったものをいい、これに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び事業者の意思等を総合的に勘案して決するのが相当である。』と言われている。企業の担当者はこの総合判断説を鑑みて、「廃棄物であるのか、有価物であるのか」判断することになっている。

行政は、「取引価値の有無」を重要視するようになっており、具体的には、1円以上で売れるものであっても、売主側がその運賃を負担する場合は、逆有償²⁷でないことが必要であり、郵送費用が売買額を上回れば、廃棄物とみなされる²⁸。企業の担当者側からすれば、廃棄物処理法の法的リスクを回避するためには、有価物の対応をする必要がある。有価物として取扱場合は、「売買契約書」や「売買実績内容」、「納品基準」等を明確にして、第三者でも明らかに有価物である証明記録が必要である²⁹。

◆その廃棄物は誰が排出事業者なのか。

「占有者」「事業者」といっても複数の主体が考えられ、その意思も含めて総合的に判断するという事は簡単なことではない。有る物を買った人や使った人という要件だけでは決定できないことである。現在の企業の中では、同一ビルや工場内においても、分社化した法人が事業活動を伴って廃棄物が発生するケースが多い。このとき、誰が排出事業者で責任があるのかを明確にする必要がある。廃棄物処理法は、法人に対して各々契約を締結する必要がある³⁰ため、分社化する前は、同じ会社であって、業

務内容も変わっていない場合でも法では別法人とみなされる。契約書の作成目的は、不法投棄をなくすために責任を明確にして、処理業者に対して十分に排出事業者として確認することが目的と考える。同一グループにおいては、廃棄物処理責任における訴訟等の裁判を起こすことは、皆無と考えられるため、企業内で、その廃棄物における企業の規定等を整理して決定する必要がある。

例えば、企業の物流に関する廃棄物で、商品等を車輦内で倒壊しないようにする梱包材は、輸送する手段として必要なものである意味とその商品の品質を保つためのものである意味があり、メーカー側の廃棄物なのか物流側なのかを、企業としてルールを決めることが必要である。目的を企業としての、不法投棄に関するリスク回避であることを明確にするべきである。

4. 産業廃棄物に関する先行研究

産業廃棄物に関する先行研究は、企業の廃棄物実務者が実施すべき基本的な知識の説明や企業として対応する項目等は研究されているが、企業が社内でのように管理してマネジメントし、それがCSRに繋がった有効的な手法に係る研究は見当たらなかった。廃棄物処理法の改正について、堀口昌澄(2012)によれば①廃棄物の種類の区分を「事業系」と「事務系」にわけ、②産業廃棄物の記載事項見直しが必要、③マニフェスト記載ミスが実際に多いためわかり易い書式に変更すべき、④同一工場内のグループ会社が出す廃棄物は法人ごとではなく、代表排出事業者が処理委託をできるようにすべきと指摘しており、廃棄物処理法と許可関係について19項目課題について提案している。国としての排出事業者の今後の廃棄物の対応について、経済産業省(2004)によれば、企業の社会的責任、我が国の循環型社会形成に向けた取組の現況、廃棄物処理・リサイクルに潜む企業経営リスク等、企業経営を取り巻く廃棄物・リサイクル問題を取り上げ、「廃棄物・リサイクルガバナンス」という新たな概念を提示している。企業に対しては社内体制と各層の役割の確

立、関係事業者との連携強化、情報発信の強化を推進している。

企業は、廃棄物・リサイクル問題を企業経営の観点から捉えなおし、廃棄物処理法等の法令を遵守るといった最小限の対応を越えて「廃棄物・リサイクルガバナンス」を構築し、廃棄物等の適正処理・リサイクルについて企業の社会的責任を果たしていくことが求めている。

廃棄物処理の実務や基本的知識については、尾上雅典(2011)が法人としての廃棄物リスクについて、廃棄物のリスクについて軽視している排出事業者が多くリスクマネジメントを実行することが重要であると論じており、廃棄物の実務の詳細を説明している。

先行研究は、廃棄物処理法に対する解釈と対応については論じられているが、企業としての廃棄物のマネジメント手法については、論じられていない。

5. 廃棄物マネジメント

5.1 CSRとしての廃棄物マネジメント

CSRとは、企業が社会の一員として存続するために社会的な公正さや環境への配慮を活動のプロセスに組み込む責任を示す。法令順守や環境対策、労働安全衛生人権擁護、社会貢献などが対象になる。株主や従業員、消費者、取引先、地域社会などのステークホルダー(利害関係者)への説明責任を果たし、企業価値を高めることが求められる。企業が存続して顧客に信頼を受け発展する要因は、決して、問題を起こし、お詫びをして、問題処理をすることで復帰をしながら努力する行為ではないはずである。特に廃棄物の企業リスク問題は、関係者が事前に察知し、問題を起こさない活動を進めることが企業としてのCSRである。

5.2 事例研究

筆者が、廃棄物処理法上のコンプライアンスにおいて、物流業界の各支店のマニフェストと契約書を実際にアセスメントしたなかで、2012(平成24)年から過去5年分の記入内容を確認したところ、約100枚の不備があった。その不備内容の主なものは、

①委託契約書どおりの排出事業者・事業所の住所が記入されていない。②廃棄物の種類に数箇所のチェックをしていた。③数量、荷姿等が未記入。④マニフェストのA～D票を紛失していた等であった。上記不備内容をもとに、各行政に電話で報告した内容が表2である。14箇所の行政に会社名を伝えて、指導を仰いだ結果、「是正運用がなされておれば報告書等の文書の提出等はなく、以後十分に注意して交付すること」の回答をもらった。逆に行政側もこのような企業からの申告は、あまり経験がない模様で丁寧な対応であった。

廃棄物処理法上では罰則規定があるが、適用するには段階がありすぐに刑罰を科するものではないと思われる。つまり不法投棄が発生し立ち入り検査後、是正の指導を実施し是正されていなければ、改善命令を発して対応するのである。今回の企業の場合は、自らの社内チェックで発覚して、企業としての是正した上で報告したことで納得されたと考える。法律で「虚偽の記載」について「うそ・いつわり」と解釈して、喩え担当者が記載ミスをしたとしても、悪質な継続する行為でないことを証明すれば、問題ないと考える。ただ企業としては、記載ミスを安易にとらえることなく、きちんと是正してコンプライアンスを徹底させることは絶対条件である³¹。企業内においても、人事異動によって廃棄物の担当者が替わることが多いことや時間が経てば廃棄物管理の重要性の認識が希薄になる点から、決められたことを決められた人が、決められた内容で確実に実施する組織をつくることである。

本件のような不備が発生した原因は3つあげられる。1つは、産業廃棄物の運用に関する正しい知識と対応方法を熟知したメンバーが実際の対応ができていなく、それを管理するリーダーも担当者まかせにしていたこと。2つ目は、企業としての産業廃棄物に関する規定はあったものの、その内容が形式的であり、企業としての活動実施のチェック機能が欠けていたこと。3つ目は、企業から排出される廃棄物を社員は家庭から出る廃棄物と同様に考えていたことである。

5.3 廃棄物マネジメントの課題と方向性

企業での廃棄物マネジメントを実施する上で、筆者は図8で示したように廃棄物にまつわる業務について、専門知識性と理解の困難性の2つの視点から分析を行った。

図8は、「専門知識が高く困難なもの」、「専門知識は高いがルールを決めれば簡易なもの」、「専門知識は比較的高くないが継続が困難」、「専門知識は高くなく、ルールを決めれば容易なもの」の4区分で構成される。

企業の廃棄物に関する業務は、多種多様なことが求められるが、企業は、廃棄物の担当者を設定してそのメンバーにまかせたマネジメントをしており、社員全員によるリスクマネジメントができていないのが現状である。

企業として廃棄物のマネジメントは難しいと感じている企業が多い。

専門的な知識が求められ多くの確認業務を実施する事でCSRとしてのリスク回避を実施する必要があるが、ほとんどの企業が、なにをどのように実施することがCSRとして重要であるのかを不明確にしている点があげられる。つまり廃棄物に関しては企業の一部のメンバーが主体となりコンプライアンスを徹底させるものと考えている。本来は専門的なメンバーと社員全員がコンプライアンスに取り組む必要がある。

筆者は、企業の廃棄物マネジメントとしてコンパス（COM・P・ASS手法）という概念を提示したい。事例研究の結果からわかったことは、企業の廃棄物のリスクは、廃棄物処理法に則った法令遵守の徹底の全社員対象の実施と、委託している廃棄物処理業者の監視と確認事項の不徹底による不法投棄発生時の対応方法であり、各地域に条例等で法律的な規制が違うため、その地域の監督官庁とのコミュニケーションが非常に重要であることである。たとえば社内の監査で法令違反が判明した時や、不法投棄に巻き込まれた状況であっても、監督官庁に対する真摯なコミュニケーションを実施しておれば、そのリスクから回避できると考える。廃棄物のマネジメントは従来のISO1401の規格の「PDCA」モデルでは

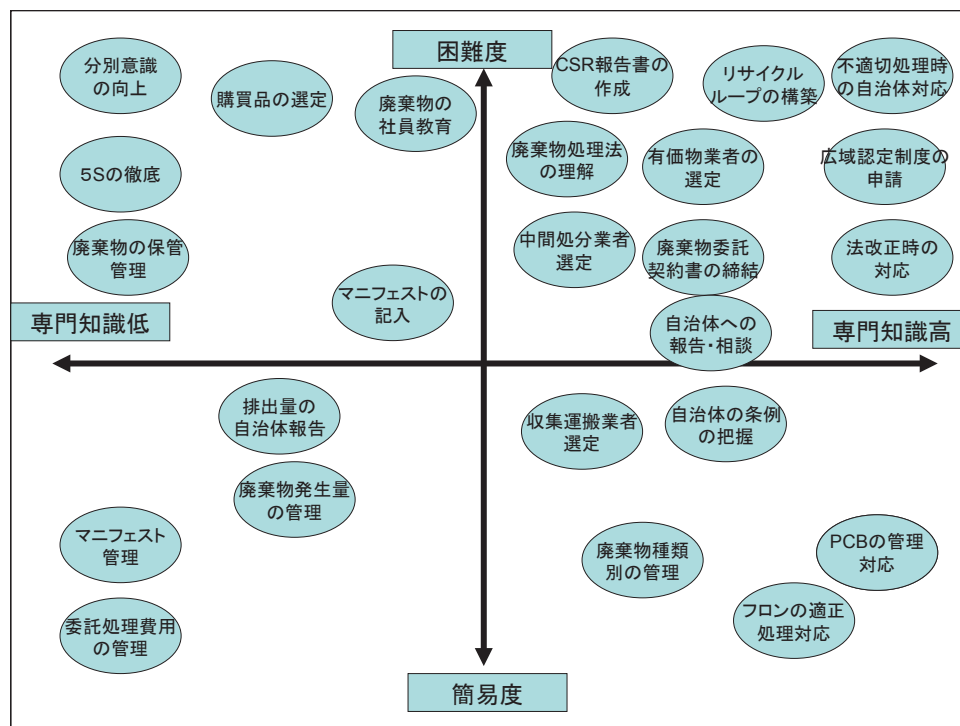
表2 産業廃棄物の manifests の監督官庁の報告について

排出事業所	不備内容（報告）	電話報告日	監督官庁の部署	ご指示内容
A支店	① manifests 記載ミス ②過去の伝票の是正 ③今後注意すべき点	2012/10/5	A 県環境部 指導課	①今後の記載指導，教育の取り進めをお願い。① manifests 伝票は，その交付する時点で，受け渡し，及び処理が適正に進められたかの確認の為の伝票として取り扱われる。 ②それぞれ回収されて伝票一式（例：A, B2, D, E 票）で，処理が不正なく処理された事が確認出来ている事が必要。③前項①②がキチンと管理されていれば，過去の伝票の記載不備については，手直しを行う事は必要はありません。④今後は，社内教育等により伝票交付時点で記載内容の不備が無い様に取り進めて頂ければ結構です。（法的記載事項については洩れの無い様に御注意下さい）⑤以後の監査で，同じような不備が発覚した場合も，是正に向け取組んでください。特に報告の必要性はありません。 ⑥但し，報告が必要となる事案が1点。交付した伝票で，回収すべき伝票が回収出来ない，回収期間を過ぎて回収された，不正な処理が行われている可能性がある，等の事象が見受けられた場合は，その内容の経過報告が必要な場合がありますので，その際はご一報頂きたい。（処理業者の不正処理を防止する為）
B支店	① manifests 交付状況等報告書未提出② manifests 記入不備	2012/10/3	B 県衛生環境課	①については，平成23年度排出分の報告書を提出すること ②運用是正がなされているのであれば特別な対応は不要（不備欄に正しい記載内容を改めて記載する等で OK）
C支店	過去の manifests 記入不備（但し，直近1年間は不備なし）	2012/10/5	C 県環境保全課	運用是正がなされているのであれば特別な対応は不要
D支店	過去の manifests 記入不備	2012/10/5	D 県廃棄物指導担当	運用是正がなされているのであれば特別な対応は不要
E支店	過去の manifests 記入不備	2012/10/9	E 県廃棄物対策室	運用是正がなされているのであれば特別な対応は不要
F支店	過去の manifests 記入不備	2012/10/9	F 市産業廃棄物対策課	本来記載されているべき正しい記入内容を各業者に書面で連絡し，関係各社間で共有しておくこと（監査等あった場合でも説明できるようにしておくこと）
G支店	過去の manifests 記入不備	2012/10/10	G 県廃棄物対策課	排出事業者が記載すべき事項は，記載をすること。（数量欄未記入分についてはやむを得ない対応として A 票に後書きで良いので記入をしておくこと。）
H支店	過去の manifests 記入不備	2012/10/10	H 市産業廃棄物対策	分かる範囲で記載をすること。（決して曖昧情報は記載しないこと。）
I支店	A 票の紛失	2012/11/6	I 県廃棄物対策課	B 2 票以降が返ってこない場合は，罰則があるが A 票については特に定めがないので経緯を書いたものを B 2 票以降と一緒に保管しておくこと。
J支店	排出事業場記載ミス，種類モレ	2012/10/25	J 市廃棄物指導課	是正されていれば問題はない。今後の運用は細心の注意を払いご対応ください。

K支店	排出事業場記載ミス、種類ミス	2012/10/25	K県廃棄物対策課	報告いただいた内容から、虚偽の報告ではないと理解しました。今後は十分に注意して運用下さい。
L支店	マニフェスト保管義務違反 A・B 2・D票を紛失	2012/10/29	L市廃棄物対策部	処分業者よりB1・C1のコピー保管もされているので、報告書は必要なし。今後も産廃は、発生するでしょうから注意してください。
M支店	過去のマニフェスト記入不備	2012/10/29	M県廃棄物対策部	電話で報告を受けましたので、報告書は必要ありません。今後は気をつけてください。
N支店	マニフェスト数量記載漏れ	2012/10/25	N市廃棄物対策担当	A票にB票以降の書かれている数量を転記して保管下さい。

(出典) 企業からの行政報告記録に基づき筆者作成

図8 廃棄物マネジメントの業務分析



(出典) 筆者作成

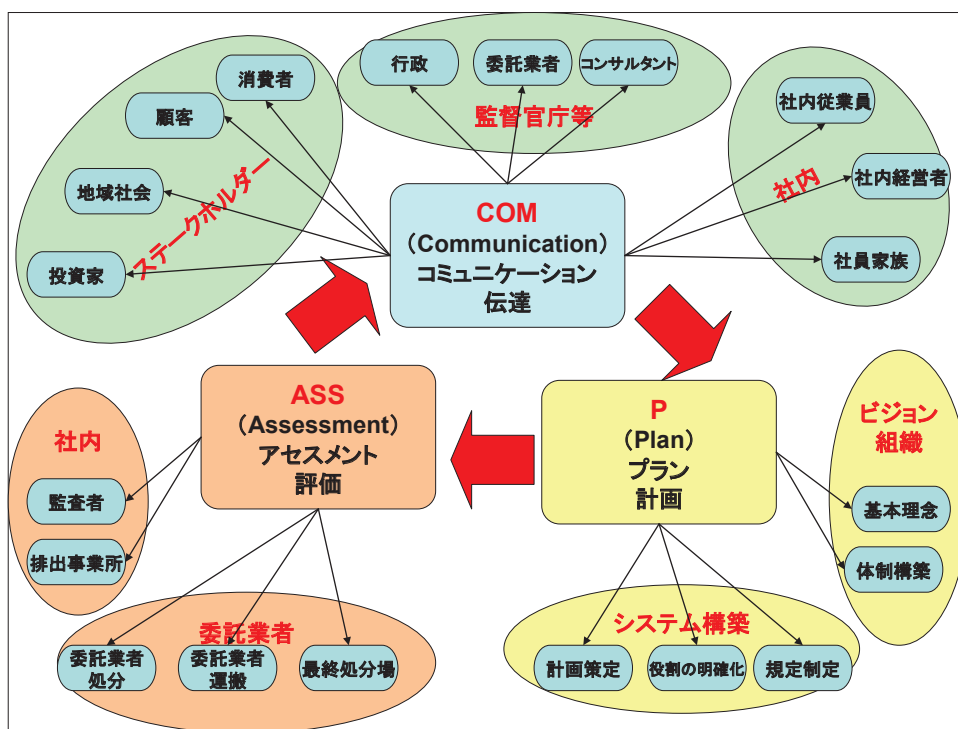
CSRとして不十分なことが明らかになった。ISOの規格の「PDCA」モデルは企業独自で決めた計画を実行し是正して向上をはかる目的であるが、筆者が提唱するCOM・P・ASS手法は、計画以外の突発的なリスクを企業として回避する時の対応を補うことができ、特定の担当者のみでリスク管理を実施するマネジメントから、会社として全社員を対象にリスク管理が可能である。

この手法は、筆者が企業の廃棄物のマネジメントに係る上で、図8のように多くの業務が関係しており、何をどのようにしたらマネジメントがシンプルに具体的に実現できるのかを意識した手法である。

ISOの規格で言われている「PDCA」とは異なる点は2点である。

1点目は、PDCAは品質等の向上に向けて、スパイラルアップを図り企業の事業継続を持続可能な状態にすることを目的にしているが、COM・P・ASS手法は、決められたことを決められたメンバーが確実に実施しガバナンスを徹底させることと全社員が廃棄物に関するリスク意識の向上をはかることが目的であり、万一廃棄物のコンプライアンス違反が発生した場合に、上記手法は確実に社内で展開を実施している状態を維持継続していれば、行政等からの依頼に対応するための客観的説明資料と会社の

図9 COM・P・ASS手法の相関図



(出典) 筆者作成

行動指針のあり方を理解頂くことで企業としてのリスクを回避することである。2点目は、PDCAにおいては、① Plan：まず目標を設定し、それを具体的な行動計画に落とし込む。② Do：組織構造と役割を決めて人員を配置し、組織構成員の動機づけを図りながら、具体的な行動を指揮・命令する。③ Check：途中で成果を測定・評価する。④ Action：必要に応じて修正を加える。一連のサイクルが終わったら、反省点を踏まえて再計画へのプロセスへ入り、次期も新たなPDCAサイクルを進めていき、PDCAサイクルを通して企業目標を達成するよう、継続的に問題点を改善していくことをポイントにしていることに対し、COM・P・ASS手法は、企業の廃棄物マネジメントを通じて、全社員が私生活の行動においても廃棄物に関する地球環境との負荷を認識して、持続可能な地球環境の形成に推進する目的がある。つまり、企業活動を通じて、地球環境について各人が考え行動することである。

この手法を実施する上での課題は4つの不可欠をあげる、「廃棄物管理のレベルアップのためには、仕組みづくりと担当者および社員の教育（力量向

上)が不可欠」、「廃棄物管理には、会社組織としてのリスク管理思考が不可欠」、「適正処理には、委託処理業者との公正で良好なパートナーシップが不可欠」、「適正な対応のガバナンスは行政・専門家への連絡相談報告が不可欠」である。この不可欠を円滑に実施するための手法として提案する。

第1は、COM (Communication) 伝達、第2は、P (Plan) 計画、第3は、ASS (Assessment) 評価である。この3つの項目を、目的をはっきりさせて実行していくことが、CSRとしての企業のあり方と考える。

◆ COM (Communication) コミュニケーション = 伝達

コミュニケーションは、大きく分類して3つの方向性に分けて活動していく、それは図9のごとく、ステークホルダー、監督官庁等、社内である。CSRとしての廃棄物の活動については、ステークホルダーに対する責任部署は企業内のCSR関係（広報部門）であり、企業情報をCSR報告書等で関係する投資家、地域社会、取引顧客、購買者等に企業としての取り組みを報告することである。これにつ

いては、企業のブランド活動に通じており、廃棄物マネジメントにおける企業としての取り組みを社会にご理解頂くことが必要であり、報告書のみならず、企業としての社員の対応の仕組みも確立して伝達することである。CSRとして企業ブランドの確立のために、法令遵守だけでなく、資源の有効活用、廃棄物の適正処理、3Rの推進を通じた循環型社会の構築に向けた貢献は重要な責務である。

環境報告書では、廃棄物が削減できており、事業から排出される廃棄物はリサイクルを実施していることをポイントに表示する企業が大半であるが、社員が企業のブランドであることをポイントに、社員にたいしての廃棄物削減の意識の向上と企業の一員である前に、社会の一員であることを強調したブランドイメージが持続可能な社会の中での企業になる。次に監督官庁等とのコミュニケーションの責任部門は本社管轄の管理部門（企画運営）であり、廃棄物マネジメントの確立のために、廃棄物処理・リサイクル業者の情報をより多く収集し、社内で情報を共有することにより、優良な委託業者を選定することが可能となる。企業内での専門部門に判断をゆだねることだけではなく、各自治体からの法律の解釈と条例等の確認であり、確認事項は、記録として日付、内容、ご回答等を書き留めておき、第3者でもわかるようにしておくことが必要である。廃棄物処理法は上位の法律であり、各地域において独自の条例（事前協議報告、産廃税、業者アセスメントの実施等）が定められているため、その対応報告等である。各排出事業所に係る行政との、コミュニケーションがいざという場合に重要な鍵となり、その対応や態度により行政処分をうけるかどうかの判断になりかねない。

最後に社内におけるコミュニケーションは総務人事部門（教育担当）、社長（トップマネジメント）の考えを、社員に浸透するように、教育・啓蒙することであり、その方向性を、企業内だけの活動に限らず、社員の私生活での対応に実行できるようにしなければならないと思う。社員の行動が、自社のブランド形成につながっている社会環境を十分に理解してもらい、持続可能な社会での企業としての形

成が確立できる。教育は、関係者を対象ではなく全社員における実施が必要である³²。

◆P（Plan）プラン＝計画

プランは、大きく2つの項目（ビジョン組織の形成、社内システムの構築）がある。企業における廃棄物マネジメントの重要なポイントは、特にプランを具体的に詳細までわかりやすく形成する事である。

第1に、「ビジョンおよび組織の形成」である。ビジョンは、企業としての考えと方向性を示すものであり、その内容のあるべき姿に向かって、社員が意識を高め行動することが求められる。廃棄物においては、廃棄物のリサイクルや削減の実施という内容ではなく、CSRでよく近江商人の家訓理念で「三方よし」の概念を網羅した内容が望ましい。三方を筆者として言えば、地球、社会、企業である。社員に周知して、理解し行動するためには、社員の行動及び考えが、「地球に対してやさしく良い事が、今の社会活動に対して良い事であり、それに伴って、企業に対しても良くなる事である」という流れが行動意識を高め向上する内容である。組織の形成は、トップマネジメントに直轄した社長からコンプライアンス関係の代表の取締役が責任者で、次に人事総務部門、営業部門、企画部門等の下位組織に必ず、廃棄物関係の専門の人員を配置して、リーダー及びメンバーが、固有名詞で繋がり関係し合う組織である。企業のリスクに関する事が発覚すれば、その場所から誰に報告連絡し、企業としての対応を誰が判断するのかを明確にする事である。廃棄物に関する事は、特に廃棄物処理法の解釈が様々に理解できるため、企業としての解釈を統一的にすることが必要である。

第2に、「社内システムの構築」は、廃棄物に関する社内規定の制定、上記組織を構築した中での役割の明確化と、中期・長期的な行動の計画の策定である。社内規定は、大項目規定（廃棄物管理規定）、中項目（排出方法、委託業者のアセスメント、排出場所のアセスメント、契約書の作成、マニフェストの作成、リスク時の対応等）が必要である。その規定に基づいて、図8の内容をどの部署の誰が実施す

るのかを明確にして、計画を作成することである。

◆ ASS (Assessment) = 評価

ASS (Assessment) 評価は、委託業者と社内の評価である。これについては、社内規定どおり、委託業者と排出事業所のアセスメントを計画どおり実施し、評価して是正する事である。そして、その行動等を計画的に実施し、形成構築した組織で行動内容と評価内容の報告を評価する。つまり、プランどおり行動する事が重要になる。

アセスメントを実施する人員のスキルアップが求められるが、これについてもプランの中で計画して定期的にスキルレベルを向上させる必要がある。

廃棄物のマネジメントにおいては、評価は全て、法律や条例、行政の担当者のご指導に関係定性的評価となり、「実施できているのか、許可証があるのか等」であり、是正についてはできていない事象を実施することになる。

上記の3つのポイントを明確にして運営することは、業種や企業の規模に問わず実施することが可能である。大企業では、部門間の連携が必要とさるが、責任部門と責任者を明確にする点では中小企業も同様の組織形態は可能である。つまり、この手法は、すべて法律にもとづいて、運用する手法であり、企業の規模や業種で変更する内容は、現実のリスクの著しい環境側面の選定において実施する。

廃棄物マネジメントの不法投棄等のリスクを回避することにおいて三種の仁義とも言われている「委託契約書の確認」「マニフェストの適正な運用と管理」「委託契約業者を必ず自分で確認する」ことを徹底することが重要である。今後のCSRとしての廃棄物マネジメントを実現するためには、企業の社員全員に対して、環境における廃棄物の重要性を認識させるために、COM・P・ASS手法の継続的な運用とその内容を“見える化”して、企業活動だけでなく、私生活における廃棄物の適正な取扱を実現させることが必要である。

注

1 廃棄物処理法の解釈については、国の判断に委ねるのではなく、地方公共団体が持つ法令の自主解釈権に基づき都道府県・政令市が地域の実情を踏まえた自主的・自

律的な法解釈に基づいて廃棄物処理法を運用することが求められている。

- 2 明治33年法律第30号日本最初の廃棄物に関する法律。開国以降、都市への人口移動と貿易拡大に伴い、伝染病の流行が相次ぎ、特にコレラは数万人の死者を出す流行が頻発しており、1899（明治32）年にはペストが神戸港に上陸している。これらに対抗し公衆衛生を改善するため、伝染病予防法（1897）、海港検疫法（1899）に次いで、旧下水道法と同時に制定された。
- 3 昭和29年法律第72号は、汚物の衛生的処理と生活環境の清潔による公衆衛生の向上を目的として、汚物掃除法を継いで制定され、対象は汚物「ごみ、燃えがら、汚でい、ふん尿及び犬、ねこ、ねずみ等の死体」とされた。
- 4 昭和45年法律第127号は、廃棄物の排出抑制と処理の適正化により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律である。廃棄物処理法、廃掃法と略される。
- 5 polluter-pays principle 略称PPPは、本来は、経済協力開発機構（OECD）が1972年5月26日に採択した「環境政策の国際経済的側面に関する指導原則」で勧告された「汚染者支払原則」、すなわち、環境汚染を引き起こす汚染物質の排出源である汚染者に発生した損害の費用をすべて支払わせることを意味していたが、その後、OECD加盟国で採択・実施される過程で変化して、特に日本では公害原因企業の汚染回復責任・被害者救済責任の追及に力点が置かれて、PPPの訳語も「汚染者負担原則」として一般に定着している。
- 6 環境基本法の下位法に位置付けられるとともに、廃棄物・リサイクル対策に関する個別法に対しては、上位法としての役割をもつ基本法である。
- 7 石渡（2003）は「『自然再生法』により財源確保や不法投棄はなくなる」といつている。
- 8 青森・岩手の不法投棄事案では、原状回復に要する費用（平成15～平成24年度の10年間）で青森県の実施計画事業費概算43,418百万円（うち廃棄物処理費34,400百万円）、岩手県の実施計画事業費概算22,067百万円（うち廃棄物除去費17,667百万円）
- 9 環境省の発表によると、平成22年度の産業廃棄物の不法投棄実行者の排出事業者は122件で全体の（56.5%）をしめている。
- 10 環境省の発表によると、平成22年度の不法投棄件数の種類別構成では、がれき類（89件、41.2%）、木くず建設系（35件、16.2%）、建設混合廃棄物（22件、10.2%）、廃プラスチック類（11件、5.1%）、汚泥建設系（1件、0.5%）で建設系で全体の73.2%を占めている。
- 11 <http://www2.toyo.ac.jp/~yamaya/survey.html>（2013年8月25日アクセス）
- 12 環境省の発表によると、平成22年度の産業廃棄物の不法投棄実行者の無許可業者は8件で全体の（3.7%）をしめているが、投棄量は14,361tで23.2%である。
- 13 環境省の発表によると、平成22年度の産業廃棄物の不法投棄実行者の許可業者は6件で全体の（2.8%）をし

- めているが、投棄量は12,740 tで20.6%である。
- 14 A：ゲリラ的不法投棄，B：自社用地などでの不適正保管，C：積替保管施設・中間処理施設での不適正保管，D：積替保管施設経由の大量投棄，E：無許可業者などによる木材チップの大量保管。
 - 15 環境省の報告によれば，不法投棄等の監視・適正処理の指導担当職員は平成24年度は1702人で，監視員配置数は1755人で増加傾向である。
http://www.env.go.jp/recycle/ill_dum/kanshi_kyoka/kanshi24.pdf (2013年8月25日アクセス)
 - 16 2002(平成14)年の千葉県不法投棄の実態調査によると，不法投棄の原因は①首都圏に位置し，交通条件がよいため，廃棄物の運搬が容易であること。②丘陵地や谷津が多く，また，農地・山林が遊休化し，土砂採取跡地があること。③従来から自社の最終処分場が多数設置されていること。
 - 17 廃棄物処理法では，「爆発性，毒性，感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物」を特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物(以下，特別管理廃棄物)として規定し，必要な処理基準を設け，通常の廃棄物よりも厳しい規制を行っている。
 - 18 石渡正佳(2003)「不法投棄はこうしてなくす」では，不法投棄に巻き込まれた場合，社名公表による企業のイメージダウンは，売上高の5～20%と算出している。他に撤去費用，弁護士費用，警備費用等がある。
 - 19 環境省の報告発表(2013)によると，報告徴収の件数13,779件(対前年2件増)，立入検査の件数182,544件(対前年16,153件減)，行政処分は産業廃棄物処理業の許可取消し等の件数818件(対前年344減)特別管理産業廃棄物処理業の許可取消し等の件数46件(対前年69件減)産業廃棄物処理施設の設置許可取消し等の件数53件(対前年27件減)改善命令の件数38件(対前年9件減)措置命令の件数30件(対前年2件増)
 - 20 環境省は，各都道府県に対し「産業廃棄物に関わる立入検査及び指導の強化について(通知)」(2008年5月)を実施し立入検査の強化を図っている。
 - 21 小出秀雄(2005)によれば，近年では不法投棄のほぼ9割が，経済的な費用の節約あるいは見返りの享受を目的としたもの。
 - 22 みずほ総合研究所(2008)によると，収集運搬業1億円未満の小規模業者は，一般管理販売比率が高く，売上高経常利益率も低いため，環境の変化により売上が減少した場合などに赤字になる可能性が高く注意が必要である。中間処理業の5億円未満の小規模業者は，一般管理販売比率や人件費比率の割合が高く利益率が低いため，環境の変化により売上が減少した場合などに赤字になる可能性が高く注意が必要である。
 - 23 小林正(2006)によれば，廃棄物処理法制，地方自治法等における条例制定権を概観し，その上で，特に法定受託事務として，より制約の多いと考えられる産業廃棄物処理施設設置の規制等に係る条例制定の可能性と限界を考察した。
 - 24 産業廃棄物処理業経営塾OB会(2010)ワークショップ活動によると(廃棄物種類(単品・製品)の判断の違い，混合物(複合品)の判断の違い，産業廃棄物と特別管理産業廃棄物の判断の違い，産廃と一廃の判断の違い)を具体的に識別している。その中では，廃棄物を全国一律の種類にすることを提案している。http://www.sanpainet.or.jp/service/service08_6.html (2013年8月25日アクセス)
 - 25 客観説は，「誰がみても廃棄物かどうかは分かる，占有者の意思は関係ない」とする考え方で，通知文では，「客観的に汚物又は不要物として観念できる物であって占有者の意思の有無によって廃棄物となり又は有用物となるものではない」(1971年(昭和46)10月25日環整第45号通知)と示された。
 - 26 1977(昭和52)年に考え方が改められ，「占有者が自ら利用し又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい，これらに該当するか否かは，その物の性状，排出の状況，通常取扱形態，取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断する」という総合判断説が採用されている。(昭和52年3月26日環計37号通知)
 - 27 売却代金と運送費を相殺すると排出事業者側に経済的損失がある場合(「運賃による逆有償」とか「手元マイナス」と言われる)は，有償譲渡がなされているとは言えず，廃棄物に該当することになる。
 - 28 2004年(平成16年)に，環境省がしめした条件に該当する場合に限り，再生利用するために有償で譲り受ける者が占有者となった時点，受入事業者への引渡しの完了時点で，廃棄物に該当しなくなる(有価物となる)とする新しい考え方が国から示された。ただし，この場合でも引渡し完了までの運搬過程については廃棄物処理法の規制が適用される。
 - 29 「取引価値の有無」については，環境省から(H17.8.12環境省通知「行政処分の指針について」)「占有者と取引の相手方間で有償譲渡がなされており，なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。実際の判断に当たっては，名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がないこと，当該譲渡価格が競合する製品や運送費等の諸経費を勘案しても双方にとって営利活動として合理的な額であること，当該有償譲渡の相手方以外の者に対する有償譲渡の実績があること等の確認が必要であること。」有償譲渡がなされているかどうかの判断は，費用の名目を問わず排出事業者にとっての収支の実態で判断するものが必要である。
 - 30 親会社といえども，独立した法人である別会社の排出事業者責任を代行することはできない。また，親会社が処理業の許可がないのに子会社の産業廃棄物処理の受託をすることは，受託禁止規定(法第14条第15項)に違反することになる。
 - 31 住友林業によるマニフェスト不正処理事件(2002年5月15日)，許可を受けていない業者に産業廃棄物の処理

を依頼し、産廃管理票も交付しなかった。京都府警環境犯罪特別捜査隊などは15日、廃棄物処理法違反（委託基準違反及び産廃管理票不交付）の疑いで住友林業（本社大阪府）と、同社の東京本社住宅本部技術生産部次長、北近畿営業所生産グループ主を京都地検福知山支部に書類送検した。管理票不交付での摘発は全国で初めてだった。

日通による廃棄物処理法違反事件（2002年10月18日）、日本通運（本社・東京都千代田区）が2001年9月から今年1月にかけて、仕様済みの梱包資材など産業廃棄物の収集運搬を業者に委託した際、管理票（マニフェスト）に必要な事項を記入しないなど、廃棄物処理法の違法行為を繰り返していたこと。日通は引越しなどの際に使った梱包材などを、東京都内の収集運搬業者に引き渡したが、マニフェストに処分業者の名前などを記入しなかった。さらに、本来、処分終了後、回収すべき管理票が戻ってこなかったのに、都に報告する義務を怠った。梱包材などは、埼玉県内の業者が自社の敷地内に不法投棄し、その規模は約300立方メートルに達した。同省が確認しただけでも、マニフェストの記載不備は15件あった。不法投棄現場は、埼玉県の指導で日通などが原状回復を行っている。

- 32 2012年9月10日川崎市のJR武蔵溝ノ口駅のエスカレーターで女性が左手指を切断した事故で、高津署は近くに捨てられていたウイスキーの空き瓶が事故の原因として、廃棄物処理法違反の疑いで空き瓶を捨てた同市宮前区の男性会社員を書類送検した。

参考文献

- ISO 環境法研究会（2013）『ISO 環境法クイックガイド 2013』第一法規
- 石渡正桂（2003）『不法投棄はこうしてなくす-実践対策マニュアル』岩波出版
- 植田和弘（2009）「循環型社会づくりの課題と自治体の役割」『マッセ OSAKA 研究紀要第12号』おおさか市町村職員研修研究センター
- 英保次郎（2011）『廃棄物処理早わかり帖』東京法令出版
- 英保次郎（2008）『廃棄物処理法 Q & A』東京法令出版
- 尾上雅典（2008）『最新産廃処理の基本と仕組みがよくわかる本』秀和システム
- 尾上雅典（2011）『ゼーンぶわかる廃棄物処理実務』クリエイティブ日経
- 小川隆之（2009）『いまさら人に聞けない「産廃物処理」の実務 Q & A』セルバ出版
- 環境省（2012）『誰でもわかる 日本の産業廃棄物』大成出版社
- 北村喜宣（2010）『産廃判例が解る』環境新聞社
- 見目善弘（2012）『現場で使える環境法』産業環境管理協会
- 小出秀雄（2005）「環境規制の遵守と罰金の基礎理論：廃棄物処理法の場合」『環境経済論の最近の展開2005 B No.32』一橋大学経済研究所

- 小林正（2006）「廃棄物処理施設の設置と条例」『レファレンス（663）』国立国会図書館
- 齊藤岳（2011）「茨城県における不法投棄箇所の発見と地理的特徴」『日本写真測量学会学術講演会発表論文集 2011』
- 坂田裕輔（2009）「循環型社会における資源物持ち去り業者の位置づけ」『マッセ OSAKA 研究紀要第12号』おおさか市町村職員研修研究センター
- 佐藤泉（2012）『廃棄物処理法重点整理』TAC 出版
- 笹尾俊明（2009）「不法投棄対策の現状と課題」『マッセ OSAKA 研究紀要第12号』おおさか市町村職員研修研究センター
- 鈴木敏央（2013）『新・よくわかる ISO 環境法 [] ダイアモンド社
- 長岡文明・廃棄物処理法研究会（2011）『廃棄物処理法問題集』産業環境管理協会
- 長岡文明（2011）『土日で入門、廃棄物処理法』日本環境衛生センター
- 堀口昌澄（2011）『かゆいところに手が届く廃棄物処理法 虎の巻』日経 BP 社
- 堀口昌澄（2012）『廃棄物処理法のあるべき姿を考える』環境新聞社
- みずほ総合研究所（2008）「産業廃棄物処理業者（収集運搬・中間処理）の経理的基礎に関する調査報告書」
- 山谷修作（2009）「ごみ有料化と「見える化」」『マッセ OSAKA 研究紀要第12号』おおさか市町村職員研修研究センター
- ユニバース（2008）『産廃処理の実務がわかる本』（日本実業出版社）

参照 URL

- 環境省 HP 環境リサイクル対策（2013）<http://www.env.go.jp/recycle/index.html>（2013年8月16日アクセス）
- 産業廃棄物処理事業振興財団 HP（2013）<http://www.sanpainet.or.jp/>（2013年8月16日アクセス）
- 三方よし研究所 HP（2013）<http://www.sanpo-yoshi.net/index.html>（2013年8月16日アクセス）
- 全国産業廃棄物連合会 HP（2013）<http://www.zensanpairen.or.jp/>（2013年8月16日アクセス）
- 日本産業廃棄物処理振興センター HP（2013）<http://www.jwnet.or.jp/waste/index.html>（2013年8月16日アクセス）
- 山谷修作 HP（2013）<http://www2.toyo.ac.jp/~yamaya/survey.html>（2013年8月16日アクセス）